

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

一	○ 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令 (経済産業五〇)	一
六	○ ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令(同五一)	六
二	○ 国土交通省組織規則等の一部を改正する等の省令(国土交通七〇)	二
五	○ 観光庁組織規則(同七一)	五
三	○ 運輸安全委員会事務局組織規則(同七二)	三
七	○ 船員法施行規則等の一部を改正する省令(同七三)	七
三	○ 船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則の一部を改正する省令(同七四)	三
	(公 告)	
	諸事項	
	裁判所	
三	破産、免責、再生関係	三

特殊法人等
独立行政法人造幣局平成十九事業年度財務諸表、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、全国市町村職員共済組合連合会平成十九年度決算の要旨関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

七 表

省 令

○ 経済産業省令第五十号
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)第四十一条、第四十六条第一項、第四十七条第二項及び第四十八条の規定に基づき、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年八月八日
経済産業大臣臨時代理
国務大臣 与謝野 馨

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令(昭和四十二年通商産業省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二号中「第十五号」を「第十六号」に改める。
第二十一条第一号を次のように改める。

一 液化石油ガスこんろ(液化石油ガスを充てんした容器が部品又は付属品として取り付けられる構造のものに限る。)

別表第一中「液化石油ガスこんろ」を「液化石油ガスを充てんした容器が部品又は付属品として取り付けられる構造の液化石油ガスこんろ(以下「カートリッジガスこんろ」という。)」と改める。

別表第一調整器の項の次に次のように加える。
別表第二中「液化石油ガスこんろ」を「カートリッジガスこんろ」と改める。

別表第二調整器の項の次に次のように加える。

一般ガスこんろ	用途	調整器の項の次に次のように加える。
設置の形態	(1) 業務の用に供するもの (2) その他のもの	(1) 卓上型のもの (2) 据置型のもの (3) 台所組込型のもの (4) キヤベネット型のもの (5) その他のもの
こんろの口の数	(1) 一口のもの (2) 二口以上のもの	(1) 一口のもの (2) 二口以上のもの
グリル部の有無	(1) あるもの (2) ないもの	(1) あるもの (2) ないもの
グリル部の用途	(1) グリル部がグリル専用のもの (2) グリル部がこんろ兼用のもの	(1) グリル部がグリル専用のもの (2) グリル部がこんろ兼用のもの
グリル部の構造	(1) 上火式のもの (2) 下火式のもの (3) 両面式のもの	(1) 上火式のもの (2) 下火式のもの (3) 両面式のもの
オーブン部の有無	(1) あるもの (2) ないもの	(1) あるもの (2) ないもの

オーブンのグリ ル機能	(1) オーブン専用のもの (2) グリル兼用のもの
点火の方式	(1) 電気点火式のもの (2) その他のもの
燃焼方式	(1) プンゼン式のもの (2) 表面燃焼式のもの (3) その他のもの
メーンバーナーの 材質	(1) 鉄製のもの (2) アルミニウム合金鋳物製のもの (3) ステンレス鋼製のもの (4) アルミニウムめっき鋼製のもの (5) 銅製のもの (6) 亜鉛めっき鋼製のもの (7) 銅又は銅合金製のもの (8) ほうろう製のもの (9) その他のもの
液化石油ガス量切 換装置の有無	(1) あるもの (2) ないもの
立ち消え安全装置 の有無	(1) あるもの (2) ないもの
立ち消え安全装置 の構造	(1) 再点火型のもの (2) その他のもの
炎検出部の機構	(1) 熱電対式のもの (2) フレームロッド式のもの (3) その他のもの
停電時の立ち消え 安全装置の作動方 式	(1) バーナーの炎が消えないもの (2) バーナーの炎が消えるものうち再び通電したときに液化 石油ガスの通路が再び開かないもの (3) バーナーの炎が消えるもののうち再び通電したときにバー ナーに再び自動的に点火するもの
過熱防止装置の有 無	(1) あるもの (2) ないもの
調理油過熱防止装 置の有無	(1) あるもの (2) ないもの
液化石油ガス取入 部の構造	(1) ねじ式のもの (2) 迅速継手式のもの (3) その他のもの

表示液化石油ガス 消費量	(1) 1.2キロワット以下のもの (2) 1.2キロワットを超え1.7キロワット以下のもの (3) 1.7キロワットを超え2.3キロワット以下のもの (4) 2.3キロワットを超え3.5キロワット以下のもの (5) 3.5キロワットを超え5.2キロワット以下のもの (6) 5.2キロワットを超え7.0キロワット以下のもの (7) 7.0キロワットを超え8.7キロワット以下のもの (8) 8.7キロワットを超え10キロワット以下のもの (9) 10キロワットを超え14キロワット以下のもの (10) 14キロワットを超え21キロワット以下のもの
-----------------	---

京浜東北線川中「液化石油ガスこんろ」や「カートリッジガスこんろ」に関する。

一般ガス
こんろ

- 液化石油ガスの取入部からバーナーまでの液化石油ガスの通る部分（パイプ、ラム、パッキン類、ソール材その他の気密保持部材は除く。）は、こんろ用許受け皿、グリル水入れ皿及び空気調節器は、温度500度において耐熱しないこと。ただし、液化石油ガスの取入部が技術上の基準の欄の19の図1、図2、図3又は図4の形状のものについては、温度350度において耐熱しないこと。
- 液化石油ガスの通る部分、こんろ用許受け皿、グリル水入れ皿、パッキン類、ソール材における燃焼部のケース、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格S2092(1996) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。
- ほうろうで耐食表面処理されたメーンバーナーにあつては、衝撃に耐えること。
- 液化石油ガスの通る部分に使用されるソール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、液化石油ガスに侵されないものであること。
- 電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、9回以上点火すること。ただし、電池又は交流電源を用いて連続放電点火を行うものにあつては、通常の点火操作を20回繰り返し、19回以上点火すること。
- 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の状態をいう。以下一般ガスこんろの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。
- 放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。
 - 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。
 - 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電電金属部との間に電極間けき以上の距離が保持されれば足りる。
 - 電極は、位置及び電極間けきが容易に変化しないように固定されていること。
- 通常の使用状態において、メーンバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる基準に適合すること。
 - 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。
 - 1点に着火した後、速やかにすべての炎口に着火すること。
- 立ち消え安全装置を有すること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。
 - 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第2条第1号に掲げる者が、業務の用に供するもの。
 - 不点火を防止する機能を有するもの。

10 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかったとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。

11 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) バイロツトバーナー等に点火しなかった場合には、点火を開始したときから 1 分以内に閉弁すること。
- (2) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火したときから 1 分以内に閉弁すること。

12 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) バーナーが消火した場合には、バイロツトバーナー等に爆発的に再点火しないこと。
- (2) バイロツトバーナー等に再点火しなかった場合には、点火を開始したときから 1 分以内に閉弁すること。
- (3) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火したときから 1 分以内に閉弁すること。

13 過熱防止装置を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 感熱部が機能しなかった場合には、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであること。
- (2) 容易に改造できない構造であること。
- (3) 異常な温度に達したときに作動し、液化石油ガスの通路が自動的に閉ざすこと。また、温度が平常に戻つた場合に液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと。

(4) バイメタルサーモスタツチを用いる場合は、日本工業規格 S2149 (1993) ガス燃焼機器用バイメタルサーモスタツチに定める規格又は日本工業規格 C9730 1 (2004) 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置及び日本工業規格 C9730-2-9 (2004) 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置に定める規格に適合するものであること。

14 こんなバーナーは、この限りでない。

- (1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第 2 条第 1 号に掲げる者が、業務の用に供するもの。
- (2) 卓上型一口ガスこんろ

15 調理油過熱防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 調理油の温度が 300 度に達する前に作動し、液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。ただし、調理油過熱防止装置が作動する温度より高温に設定できる機能（以下一般ガスこんろの項において「高温モード」という。）を有するバーナーにあつては、高温モード設定時はこの限りでない。
- (2) 感熱部が損傷した場合に調理油が温度 300 度以上に加熱されない構造であること。
- (3) 容易に改造できない構造であること。
- (4) ガスこんろに通常負荷されることのある荷重を加えたとき、感熱部に使用上支障のある変化を生じないこと。
- (5) 高温モードは、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 点火の際及び使用中に使用者の意識なしに、設定できないこと。
- ロ 使用時は、高温モードであることが表示ランプなどにより明確に分かること。
- ハ 高温モードから消火への操作は I 操作で実施可能であること。

ニ 高温モードのための設定ボタンやつまみその他の設定操作部は、専ら高温モードのために使用されること。ただし、設定を解除する機能を備えるものとの兼用にあつては、この限りではない。

ホ 1 回の高温モード使用后、解除されること。

16 交流電源を使用するものであつて、かつ、停電の際バイロツトバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はバイロツトバーナー等に再び自動的に点火すること。

17 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

- (1) 無風状態

事 項	基 準
リフライソフ	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	ないこと。
燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	0.14パーセント以下であること。

(2) 台所組込型及びキャビネット型のこんろ部にあつては、キャビネット扉開閉時

事 項	基 準
バーナーの炎の安定性	消火及び逆火のないこと。

18 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

- (1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる温度を測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測 定 箇 所	温 度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分 その他の部分	25 35
手の触れるおそれのある部分 (つまみ類及び排ガス排出部を除く。)の表面	105
足の触れるおそれのある部分 (クッキングナーナルに限る。)	65
液化石油ガスの取入部 (ねじにより管と接続されるものを除く。)の表面	25

機器の上面、下面、背面及び側面に面した木壁の表面	65
カウプターの表面 (クッキングターナル及び台所組込型に限る。)	65
排気管壁貫通部の表面 (台所組込型に限る。)	65

(2) 液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガブナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度。ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ 液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格 S 2093 (1996) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1. ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の閉閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の22(4) (器具検にあつては、技術上の基準の欄の22(3)) に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格 S 2093 (1996) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2. 点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガブナーについては、日本工業規格 S 2093 (1996) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3. 器具ガブナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

19 液化石油ガスの取入部がねじにより管と接続されるもの以外のものにあつては、液化石油ガスの取入部は、図1、図2、図3又は図4の形状であること。

図1 ソケット 単位mm

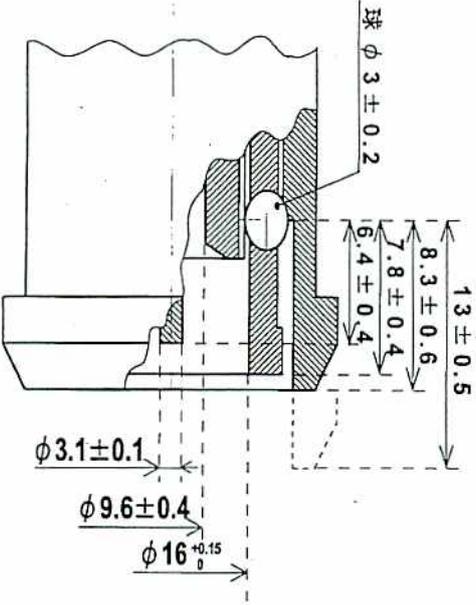


図2 フラナ 単位mm

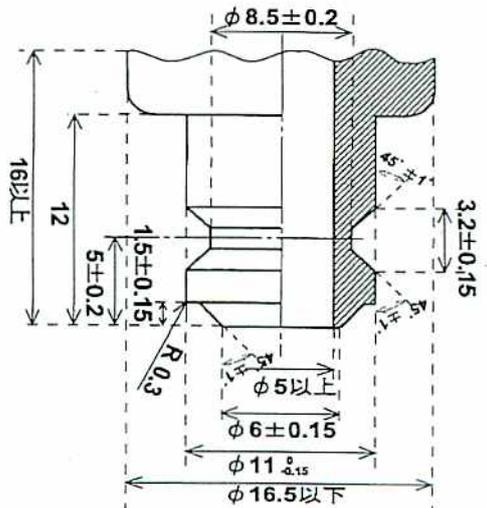
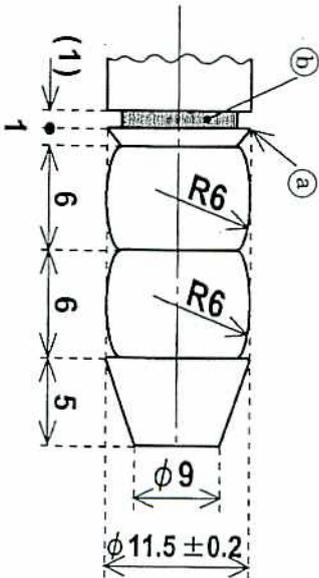


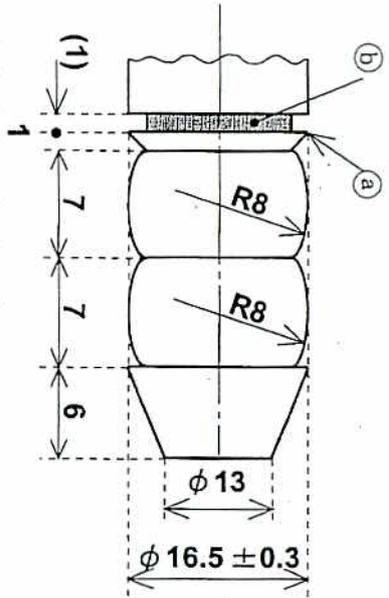
図3 9.5mmコム管用 単位mm



① ②の部分のかわりを取る。

③の部分のみぞを赤く塗ること。

図 4 13mm コム管用 単位:mm



②1 ②の部分のみぞを取る。
 2 ②の部分の赤く塗ること。

20 液化石油ガスの取入部が技術上の基準の欄の19の図1及び図2の形状のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) フラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。
- (2) フラグ又はソケットを接続した状態において、フラグ又はソケットに10ニュートン・センチメートルのねじり力又は100ニュートンの引張力を加へるとき、4.2キロパスカルの圧力において気密性を有すること。
- (3) フラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に150ニュートンの引張力又はせん断力が加つたとき、フラグ又はソケットが抜けず、かつ、使用上支障がある欠陥を生じないこと。

21 液化石油ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本工業規格 B 0203 (1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

22 液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 液化石油ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。
- (2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。
- (3) 器具栓にあつては、栓を閉じたとき4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。
- (4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

23 交流電源を使用するもの充電部と非充電金属部との間には、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

24 電熱基板を有するものにあつては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。

25 卓上型、据置型及びキヤビネット型のものにあつては、いずれの方向に傾けても15度以内では倒れず、かつ、付属部品の位置が変化しないこと。

26 本体に通常負荷されることのある荷重を加えたとき、使用上支障のある変化が生じないこと。

27 空気調節器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 通常の使用状態において設置位置が変化しないこと。
- (2) つまみを動かしして空気を調節するものにあつては、つまみの操作が円滑、確実であり、かつ、閉閉のための操作の方向が明示してあること。

28 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 器具栓については、技術上の基準の欄の22(3)に定める基準に適合すること。
- (2) 点火装置については、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。
- (3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については、技術上の基準の欄の22(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の12(1)に定める基準に適合すること。
- (4) 器具ガバナーについては、その位置に依りて技術上の基準の欄の22(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。
- (5) 自動消火装置については、弁が技術上の基準の欄の22(4)に定める基準に適合すること。
- (6) 液化石油ガスの取入部(技術上の基準の欄の19の図1及び図2の形状のもの)については、技術上の基準の欄の20(3)に定める基準に適合すること。
- (7) 自在コム管口については、技術上の基準の欄の22(1)に定める基準に適合すること。
- (8) 調理油過熱防止装置については、弁が技術上の基準の欄の22(1) (2)及び(4)に定める基準に適合すること及び技術上の基準の欄の15(1)に定める基準に適合すること。

装 置	回 数
器具栓	6,000
点火装置	6,000
立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000
自動消火装置	6,000
温度を感知して作動するもの 一定時間の経過により作動するもの	2,000
液化石油ガスの取入部 (技術上の基準の欄の19の図1及び図2の形状のものに限る。)	6,000
自在コム管口	1,000
調理油過熱防止装置	1,000

29 通常の使用状態において8時間以上連続に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。ただし、8時間以上燃焼が継続しないものにあつては、継続する最大の時間とする。

- (1) 液化石油ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の22に定める基準に適合すること。
- (2) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の17に定める基準に適合すること。

30 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術上の基準の欄の22)に定める基準に適合すること。

31 機器本体の見やすい箇所に消えない方法で型式、液化石油ガス消費量(単位:キロワット時)、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力(交流電圧を使用するものに限り)、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限り)、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていることただし届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣に届け出た登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた略称をもつて代えることができる。また、製造年月は、経済産業大臣の承認を受けた記号をもつて代えることができる。

32 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で、次の事項が表示されていること。

(1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が業務の用に供するものにあつては、業務用である旨

(2) 調理油過熱防止装置を有していない卓上型一ロガスこんろにあつては、揚げ物調理に使用してはいけない旨

(3) 調理油過熱防止装置に高温モードを有しているものにあつては、高温モード使用時に揚げ物調理をしてはいけない旨

図表様式四 「液化石油ガスこんろ」や「カートリッジガスこんろ」に於ける。

番号	液化石油ガス器具等の区分	表 示 の 方 法
1	カートリッジガスこんろ	ケーシング(直結型こんろにあつては、容器以外の部分)の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
2	半密閉式瞬間湯沸器	機器本体の表面の見やすい箇所に消えない方法で表示すること。
3	半密閉式ペーパー付ふろがま	機器本体の表面の見やすい箇所に消えない方法で表示すること。
4	ふろがま	機器本体の表面の見やすい箇所に消えない方法で表示すること。
5	ふろペーパー	機器本体の表面の見やすい箇所に消えない方法で表示すること。
6	半密閉式ストーブ	機器本体の表面の見やすい箇所に消えない方法で表示すること。
7	ガス栓	機器本体の表面の見やすい箇所に消えない方法で表示すること。
8	調整器	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
9	一般ガスこんろ	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
10	開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器	機器本体の表面の見やすい箇所に消えない方法で表示すること。

11	高圧ホース	継手金具又は高圧ホースの表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
12	密閉式又は屋外式ペーパー付ふろがま	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
13	開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
14	ガス漏れ警報器	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
15	低圧ホース	継手金具又は低圧ホースの表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
16	対露遮断器	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

図表 (欄は略す)
第1条 この省令は、平成二十年八月一日から施行する。

第2条 この省令の施行の際現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七條第一項の証明書の交付を受けている特定液化石油ガス器具等(同法第二十八項に規定する「特定液化石油ガス器具等」をいう)に於ける図表の区分については、この省令による改正後の液化石油ガス器具等の技術上の規格等に関する省令別表第一の規定にかかわらず、前記証明書の有効期間中は、この省令の規定による。

○経済産業省令第百五十一号
ガス事業規(昭和三十九年法律第五十一号)第三十九條の五、第三十九條の十第一項及び第三十九條の十二の規定に於て、ガス用品の技術上の規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年八月八日
経済産業大臣 齋藤 謙
副大臣 手塚 雄

ガス用品の技術上の規格等に関する省令の一部を改正する省令
ガス用品の技術上の規格等に関する省令(昭和三十九年現行規程令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十條第三項中「表七の」を「表八の」と改める。

第二十一條第一項の「表八の」を「表九の」と改める。

表 八 ガスこんろ

ガスこんろ	用途	設置の形態
	(1) 業務の用に供するもの	(1) 卓上型のもの
	(2) その他のもの	(2) 据置型のもの
		(3) 台所組込型のもの
		(4) キャンペネット型のもの
		(5) その他のもの

こんろの数	(1) 一口のもの (2) 二口以上のもの
グリル部の有無	(1) あるもの (2) ないもの
グリル部の用途	(1) グリル部がグリル専用のもの (2) グリル部がこんろ兼用のもの
グリル部の構造	(1) 上火式のもの (2) 下火式のもの (3) 両面式のもの
オーブン部の有無	(1) あるもの (2) ないもの
オーブン部のグリル機能	(1) オーブン専用のもの (2) グリル兼用のもの
点火の方式	(1) 電気点火式のもの (2) その他のもの
燃焼方式	(1) プンゼン式のもの (2) 表面燃焼式のもの (3) その他のもの
メーンバーナーの材質	(1) 鋳鉄製のもの (2) アルミニウム合金鋼物製のもの (3) ステンレス鋼製のもの (4) アルミニウムめっき鋼製のもの (5) 鋼製のもの (6) 亜鉛めっき鋼製のもの (7) 銅又は銅合金製のもの (8) ほうろう製のもの (9) その他のもの
ガス最切換装置の有無	(1) あるもの (2) ないもの
立ち消え安全装置の有無	(1) あるもの (2) ないもの
立ち消え安全装置の構造	(1) 再点火型のもの (2) その他のもの
炎検出部の機構	(1) 熱電対式のもの (2) フレームロッド式のもの (3) その他のもの

停電時の立ち消え安全装置の作動方式	(1) バーナーの炎が消えないもの (2) バーナーの炎が消えるもののうち再び通電したときにガスの通路が再び開かないもの (3) バーナーの炎が消えるものうち再び通電したときにバーナーに再び自動的に点火するもの
過熱防止装置の有無	(1) あるもの (2) ないもの
調理油過熱防止装置の有無	(1) あるもの (2) ないもの
ガス取入部の構造	(1) ねじ式のもの (2) 迅速継手式のもの (3) その他のもの
表示ガス消費量	(1) 1.2キロワット以下のもの (2) 1.2キロワットを超え1.7キロワット以下のもの (3) 1.7キロワットを超え2.3キロワット以下のもの (4) 2.3キロワットを超え3.5キロワット以下のもの (5) 3.5キロワットを超え5.2キロワット以下のもの (6) 5.2キロワットを超え7.0キロワット以下のもの (7) 7.0キロワットを超え8.7キロワット以下のもの (8) 8.7キロワットを超え10キロワット以下のもの (9) 10キロワットを超え14キロワット以下のもの (10) 14キロワットを超え21キロワット以下のもの

器具規格川以のガスコンロ

ガスコンロ

- 1 ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分(ダイキヤフラム、パッキン類、シール材その他の気密保持部材は除く)、こんろ用受け皿、グリル水入れ皿及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。ただし、ガスの取入部が技術上の基準の欄の19の図1、図2、図3又は図4の形状のものについては、温度350度において溶融しないこと。
- 2 ガスの通る部分、こんろ用受け皿、グリル水入れ皿、クッキンフタープレートにおける燃焼部のクエース、空気調節器及び非ガスの通る部分は、日本工業規格S 2092 (1996) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。
- 3 ほうろうで耐食表面処理されたメーンバーナーにあつては、衝撃に耐えること。
- 4 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイキヤフラムは、ガスに侵されないものであること。
- 5 電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、9回以上点火すること。ただし、電池又は交流電源を用いて連続放電点火を行うものにあつては、通常の点火操作を20回繰り返し、19回以上点火すること。

6 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないもので、パイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の状態をいう。以下ガスこんろの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。

7 放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。

(2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分において、非充電金属部との間に電極間けき以上の距離が保持されている限りは足りる。

(3) 電極は、位置及び電極間けきが容易に変化しないように固定されていること。

8 通常の使用状態において、メーンバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。

(2) 1点に着火した後、速やかにすべての炎口に着火すること。

9 立ち消え安全装置を有すること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

(1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第2条第1号に掲げる者が、業務の用に供するもの。

(2) 不点火を防止する機能を有するもの。

10 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。

11 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) パイロットバーナー等に点火しなかつた場合には、点火を開始したときから1分以内に閉弁すること。

(2) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。

12 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) バーナーが消火した場合には、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。

(2) パイロットバーナー等に再点火しなかつた場合には、点火を開始したときから1分以内に閉弁すること。

(3) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。

13 過熱防止装置を有するものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 感熱部が機能しなかつた場合には、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであること。

(2) 容易に改造できない構造であること。

(3) 異常な温度に達したときに作動し、ガスの通路を自動的に閉ざすこと。また、温度が正常に戻つた場合にガスの通路が自動的に開かないこと。

(4) パイメタルバーナーモスダルを用いる場合は、日本工業規格 S 2149（1993）ガス燃焼機器用パイメタルバーナーモスダルに定める規格又は日本工業規格 C 9730—1（2004）家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置及び日本工業規格 C 9730—2—9（2004）家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置に定める規格に適合するものであること。

14 こんろバーナーは、調理油過熱防止装置を有すること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

(1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が、業務の用に供するもの。

(2) 卓上型一口ガスこんろ

15 調理油過熱防止装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 調理油の温度が300度に達する前に作動し、ガスの通路を自動的に閉ざすこと。ただし、調理油過熱防止装置が作動する温度より高温に設定できる機能（以下ガスこんろの項において「高温モード」という。）を有するバーナーにあつては、高温モード設定時はこの限りでない。

(2) 感熱部が損傷した場合に調理油が温度300度以上に加熱されない構造であること。

(3) 容易に改造できない構造であること。

(4) ガスこんろに通常負荷をかけることのある荷重を加えたとき、感熱部に使用上支障のある変化を生じないこと。

(5) 高温モードは、次に掲げる条件に適合すること。

イ 点火の際及び使用中に使用者の意識なしに、設定できないこと。

ロ 使用時は、高温モードであることが表示ランプなどにより明確に分かること。

ハ 高温モードから消火への操作は1操作で実施可能であること。

ニ 高温モードのための設定ボタンやつまみなどその他の設定操作部は、専ら高温モードに使用されること。ただし、設定を解除するための機能を備えるものとの兼用にあつては、この限りではない。

ホ 1回の高温モード使用後、解除されること。

16 交流電源を使用するものであつて、かつ、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

17 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

(1) 無風状態

事 項	条 件
リフライソフ	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	ないこと。
燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	0.14パーセント以下であること。

(2) 台所組込型及びキャビネット型のこんろ部にあつては、キャビネット扉開閉時

事 項	条 件
バーナーの炎の安定性	消火及び逆火のないこと。

18 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位度)
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分 その他の部分	25 35
手の触れるおそれのある部分 (つまみ類及び排ガス排出部を除く。)の表面	105
足の触れるおそれのある部分 (クッキングテーブルに限る。)	65
ガスの取入部 (ねじにより管と接続されるものを除く。)の表面	25
機器の上面、下面、背面及び側面に面した木壁の表面	65
カウンターの表面 (クッキングテーブル及び台所組込型に限る。)	65
排気管壁貫通部の表面 (台所組込型に限る。)	65

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナの表面にあつては試験室の温度に55度を加えた温度。ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格 S 2093 (1996) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1、ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の閉閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の22(4) (器具程にあつては、技術上の基準の欄の22(3)) に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格 S 2093 (1996) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2、点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナについては、日本工業規格 S 2093 (1996) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3、器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パーセントを加えた値以下であること。

19 ガスの取入部がねじにより管と接続されるもの以外のものにあつては、ガスの取入部は、図1、図2、図3又は図4の形状であること。

図1 ソケット 単位mm

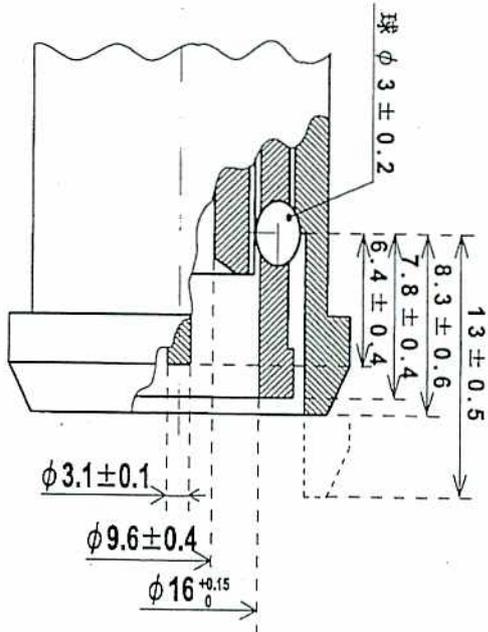


図2 フラジ 単位mm

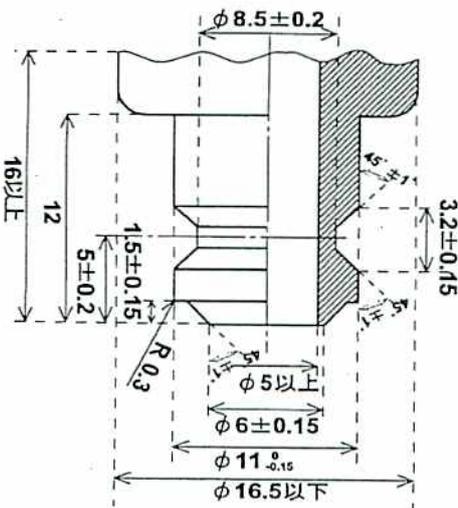
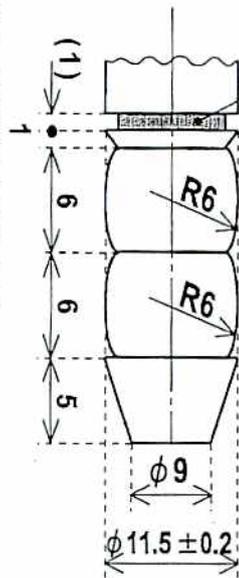


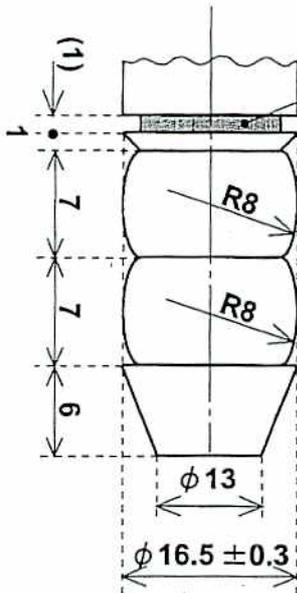
図3 9.5mmゴム管用 単位mm



注1 ①の部分の寸どを取る。

注2 ②の部分の寸どを赤く塗ること。

図4 13mmゴム管用 単位mm



注1 ①の部分の寸どを取る。

注2 ②の部分の寸どを赤く塗ること。

20 ガスの取入部が技術上の基準の欄の19の図1及び図2の形状のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) プラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。

(2) プラグ又はソケットを接続した状態において、プラグ又はソケットに10ニュートン・センチメートルのねじり力又は100ニュートンの引張力を加へると、せん断力がかつたとき、4.2キロパスカルの圧力において気密性を有すること。

(3) プラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に150ニュートンの引張力又はせん断力がかつたとき、プラグ又はソケットが抜けず、かつ、使用上支障がある欠陥を生じないこと。

21 ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本工業規格B0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

22 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分からガスが漏れないこと。

(2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあつては、栓を閉じたとき4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

23 交流電源を使用するもの充電部と非充電金属部との間は、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

24 電装基板を有するものにあつては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。

25 点上火型 据置型及びキヤビネット型のものにあつては、いずれの方向に傾けても15度以内では倒れず、かつ、附属部品の位置が変化しないこと。

26 本体に通常負荷されることのある荷重を加えたとき、使用上支障のある変化が生じないこと。

27 空気調節器は、次に掲げる条件に適合するものであること。

(1) 通常の使用状態において設置位置が変化しないこと。

(2) つまみを動かして空気を調節するものにあつては、つまみの操作が円滑、確実であり、かつ、開閉のための操作の方向が明示してあること。

28 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 器具栓については、技術上の基準の欄の22(3)に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。

(3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の22(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の12(1)に定める基準に適合すること。

(4) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の22(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

(5) 自動消火装置については、弁が技術上の基準の欄の22(4)に定める基準に適合すること。

(6) ガスの取入部 (技術上の基準の欄の19の図1及び図2の形状のもの) については、技術上の基準の欄の20(3)に定める基準に適合すること。

(7) 自在ゴム管口については、技術上の基準の欄の22(1)に定める基準に適合すること。

(8) 調理油過熱防止装置については、弁が技術上の基準の欄の22(1)、(2)及び(4)に定める基準に適合すること及び技術上の基準の欄の15(1)に定める基準に適合すること。

装	置	回数
器具栓		6,000
点火装置		6,000
立ち消え安全装置		1,000
器具ガバナー		30,000
自動消火装置		6,000
温度を感知して作動するもの		2,000
一定時間の経過により作動するもの		2,000

ガスの取入部 (技術上の基準の欄の19の図1及び図2の形状のものに限る。)	6,000
自在ゴム管口	1,000
調理油過熱防止装置	1,000

- 29 通常の使用状態において8時間以上連続に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。ただし、8時間以上燃焼が継続しないものにあつては、継続する最大の時間とする。
- (1) ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の22に定める基準に適合すること。
- (2) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の17に定める基準に適合すること。
- 30 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術上の基準の欄の22に定める基準に適合すること。
- 31 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消費量(単位:キログラム)、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ(備考の適用すべきガスグループの項に掲げる記号)、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣に届け出た登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた略称をもつて代えることができる。また、製造年月は、経済産業大臣の承認を受けた記号をもつて代えることができる。
- 32 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で、次の事項が表示されていること。
- (1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が業務用の用に供するものにあつては、業務用である旨
- (2) 調理油過熱防止装置を有していない卓上型一口ガスこんろにあつては、揚げ物調理に使用してはいけない旨
- (3) 調理油過熱防止装置に高温モードを有しているものにあつては、高温モード使用時に揚げ物調理をしてはいけない旨

附則

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

○国土交通省令第七十号
 国土交通省設置法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十六号)及び国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十年政令第二三二号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成二十年八月八日 国土交通大臣 谷垣 禎一

国土交通省組織規則等の一部を改正する等の省令
 (国土交通省組織規則の一部改正)
 第一条 国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

- 目次中「第三節 特別の機関(第百五十四条)」を
 「第三節 特別の機関
 第一款 国土地理院(第百五十四条)
 第二款 海難審判所(第百五十四条の二)」
 に、「船員労働委員会」を「観光庁」に、「第三節 海上保安庁(第百六十二条)」を「第三節 運輸安全委員会(第百六十二条)」に改める。

第二十九条から第三十四条までを次のように改める。

第二十九条から第三十四条まで 削除

第三十五条第二項中「情報管理部の所掌事務」を「総合政策局の所掌事務(国土交通省組織令第四号第三十三号から第三十七号までに掲げるものに限る。)」に改める。

第八十五条の二第五項中「の原因及び」を「及びこれらの事故の兆候の原因並びに」に改め、「並びにこれらの事故の兆候についての必要な調査」を削り、「航空・鉄道事故調査委員会」を「運輸安全委員会」に改める。

第九十六条の二の見出し及び同条第一項中「雇用対策室及び」を「海事振興企画室及び雇用対策室並びに」に改め、同条第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 海事振興企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 水上運送事業その他の海事局の所掌に係る事業の活動に必要な人材の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること(安全・環境政策課の所掌に属するものを除く)。
 - 海事代理士に関すること。
 - 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
- 海事振興企画室に、室長を置く。

第一章第三節中第百五十四条の前に次の款名を付する。

第一款 国土地理院
 第二章第三款の一款を加える。

第二百五十四条の二 海難審判所については、海難審判所組織規則(平成十三年国土交通省令第五号)の定めるところによる。

第二章第一節を次のように改める。

第一節 観光庁
 第一百六十条 観光庁については、観光庁組織規則(平成二十年国土交通省令第七十一号)の定めるところによる。

第二章第四節を削る。

第二章第三節中第百六十二条を第百六十三条とする。

第二章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 運輸安全委員会
 第百六十二条 運輸安全委員会については、運輸安全委員会事務局組織規則(平成二十年国土交通省令第七十二号)の定めるところによる。

海難審判所組織規則の一部改正
 第二条 海難審判所組織規則(平成十三年国土交通省令第五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
 海難審判所組織規則
 第三章及び第四章を削る。
 第十条の見出しを「書記官の職務」に改め、同条中「書記課」を「書記官」に改め、同条第一号中「支部長の官印及び支所印」を「支所長の官印及び支所印」に改め、同条第六号中「支部の所掌事務で他の所掌に属しないもの」を「支所の審判に属し必要な事務」に改め、同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。
 六 審判の請求に係る海難の調査その他の理事官の業務の補助に関すること。
 第十条を第十二条とする。
 第九条の見出しを「書記官」に改め、同条中「支部に、書記課」を「門司地方海難審判所那覇支所に、書記官一人」に改め、同条を第十一条とする。